

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- 目次
- ◇告示 農業災害補償法第八十五条の三の規定による告示
- ◇公告 昭和三十七年二級建築士試験の実施

告示

鳥取県告示第九十号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第八十五条の三第一項の規定による共済事業を行なう市町村及び当該市町村が行なう共済事業の実施区域を同法第八十五条の三第四項の規定に基づき、次のように告示する。

昭和三十七年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公告

市町村名	共済事業の実施	当該市町村に対し移譲の申出を行つた農業共済組合
区域		
溝口町	溝口町の区域一円	溝口町農業共済組合

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定による昭和三十七年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和三十七年四月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一 受験資格

昭和三十七年六月十六日までに次の各号の一に該当する者

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の建築に

関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者

三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

四 建築に關し、七年以上の実務の経験を有する者

備考 なお、外国の建築又は土木に關する学校を卒業した者及び建築又は土木に關する講習を聴講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については、二級建築士試験受験資格認定基準(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号)によつて個別に審査され、受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期間

昭和三十六年四月十日から同年四月二十五日まで(郵送の場合は、この期間の消印のあるものに限ります。)

二 申込みの方法

(1) 申込関係用紙の請求先

県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所(以下「土木出張所」という。)

(郵送で請求する場合は、表に【二級建築士試験申込用紙請求】と朱書し、所要の郵便切手をはつたあて先明記の返信封筒を必ず同封してください。

(2) 申込書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出してください。

- (イ) 実務経歴書
- (ロ) 受験票
- (ハ) 証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類(これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類)又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

(二) 写真(受験票にちよう付すること。)

申込前六月以内に脱帽し正面から上半良を写した写真で縦五・五センチメートル横四センチメートルのもの

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは、受験票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験期日及び時間割

第一日 六月十六日(土曜日)

午後二時から午後三時三十分まで 建築施工

午後三時四十五分から午後五時十五分まで

建築法規

第二日 六月十七日(日曜日)

午前九時から午前十時三十分まで 建築構造

午前十時四十五分から午後零時十五分まで

建築計画

建築設計

製図

午後一時から午後五時三十分まで

備考 (1) メートル法が採用されず。

(2) 昭和三十三年以降の二級建築士試験に一科目以上の合格点を得てその科目の試験の免除を受けるものは、残りの科目の試験だけを受けてください。

二 試験の場所 鳥取市立川五丁目

鳥取県立鳥取工業高等学校

三 携行品

- (1) 受験票
- (2) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル・三〇センチメートルの物指(丁定規は禁止)、コン

パス、デバイダー

(3) 昼食

(4) 上ぞうり

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において公告し、試験の科目のうち、一科目以上の合格点を得たものには、その旨本人に通知します。発表の期日は、昭和三十七年八月上旬の予定です。

注意 (1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは、直ちに県建築課へ連絡してください。

(2) 詳細については、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 同法施行令(昭和二十五年政令第二百一号)、同法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)を参照のうえ、不明の点は、県建築課又は土木出張所に問い合わせてください。
(通信による場合は、所要の郵便切手を

はつたあて先明記の封筒又は葉書を同封のこと。)

(3) 本年度は法規集の持込は禁止します。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価] 一部 月極 二五〇円(配達料共) 県